

4月からの道路交通法改正

— 自転車の横を通るとき、何に注意すればいいの？ —

2026年3月31日

こんにちは。いこいの森西原です。

デイサービスや特別養護老人ホームでは、利用者様の送迎で毎日のように車を運転します。住宅街の狭い道、通学路、自転車が行き交う商店街の近く……。送迎車が走るルートには、自転車とすれ違う場面が数え切れないほどあります。

この4月から、自動車が自転車の横を通過するときのルールが新しくなります(改正道路交通法第18条第3項の新設)。送迎を担当する私たちにとって、知っておかなければならない大切な改正です。今回は、この新しいルールのポイントをまとめてお伝えします。

なぜルールが変わるのか

これまでの道路交通法にも、自転車を追い越す際は「できる限り安全な速度と方法で進行しなければならない」という規定はありました(旧第28条第4項)。しかし、何を以て「安全」とするかの基準が曖昧で、実質的に取り締まりが難しい状態が続いていました。

その間にも、自動車が自転車のすぐ横を高速で通過し、風圧でバランスを崩して転倒するといった事故が繰り返されてきました。こうした現状を受け、今回の法改正では自動車側・自転車側の双方に、より具体的な義務が明記されることになりました。

どの道路でも共通するルール

まず押さえておきたいのは、センターラインの色や形に関係なく、すべての道路で適用される基本ルールです。

① 十分な側方間隔をとる

自転車の右側を通過する際は、接触の危険がない「十分な間隔」を確保しなければなりません。改正法に具体的な数値(何メートル以上)は定められていませんが、国会審議では都市部の一般道で「1メートル程度」が目安として示されています。

もっとも、「何メートル空けたか」を運転中に正確に測ることはできません。数字はあくまで参考値であり、本質はそこではありません。考えるべきは、「もし今この瞬間、目の前の自転車がふらついたり転倒したりしたら、自分は回避できるか？」という一点です。この視点から逆算して必要な間隔と速度が決まります。

たとえば、まっすぐ安定して走っている自転車と、明らかにふらついている自転車では、必要な間隔がまったく違います。送迎中に実際に遭遇しうる場面を考えてみましょう。

- ▶ ふらついている自転車(飲酒の疑い、高齢者など)
 - いつ転倒してもおかしくない。大きな間隔+最徐行が必要
- ▶ 子どもが乗っている自転車
 - 大人には予測できない急な動きをする。間隔・速度ともに最大限の余裕を
- ▶ こちらの存在に気づいていない自転車(イヤホン装着など)
 - 振り返らず急に右へ進路変更する可能性がある。より広い間隔が不可欠

十分な間隔をとって通過

○ 適法



十分な間隔を確保し、安全な速度で通過
→どの道路でも問題なし

② 間隔がとれなければ安全な速度に落とす

道幅が狭く十分な間隔を確保できない場合は、自転車との間隔に応じた安全な速度で進行する義務が課されます。国会審議(2024年5月・参議院内閣委員会)では、自転車の側方を十分な間隔をあげずに通過する際は、自動車は時速20~30kmに減速することが目安とされました。

間隔が狭いのに速度を落とさず横を通過した場合は違反になり、反則金が課される場合があります。

間隔が狭いのに減速しない

× 違反



間隔が不十分なのに速度を落とさず通過
→側方安全間隔不保持(反則金7,000円・2点)

間隔が狭い → 減速して通過

○ 適法



間隔は狭いが、すぐに停止できる速度まで落として通過
→ どの道路でも問題なし

③ どちらも無理なら「待つ」

十分な間隔も減速による安全確保も難しい場合は、無理に追い越さず自転車の後方で待機します。道幅に余裕が生まれ、安全に通過できる状況になるまで、焦らず追従することが最も確実な選択です。

自転車にも義務がある

今回の改正は自動車だけに義務を課すものではありません。自転車にも、車に追い越される際はできる限り道路の左側端に寄って通行する義務が新たに設けられます（違反した場合の反則金は5,000円）。

ただし、自転車が寄ってくれないからといって無理に抜いてよいわけではありません。車側は常に安全な方法で通過する義務があります。

また、4月1日からは16歳以上の自転車運転者を対象に「青切符」制度が導入されます。自転車が交通ルールを守ることで、送迎車にとっても予測しやすい安全な道路環境が整っていくことが期待されます。

センターラインの種類で変わること

ここまでの「間隔をとる・速度を落とす・待つ」はどの道路でも同じです。これに加えて、センターラインの種類によって「はみ出して追い越せるかどうか」が変わります。

共通ルール(間隔・速度) + センターラインごとのルール — この2つをセットで考えるのがポイントです。

黄色の実線 — はみ出して追い越すことは禁止

黄色の実線は、追い越しのために対向車線にはみ出すことを禁止する標示です(道路交通法第17条第5項第4号)。片側6m未満の比較的狭い道路に引かれます。

黄色実線でもはみ出さなければ自転車の側方を通過することは禁止されていません。しかし黄色実線が引かれるのは狭い道路です。自動車の車幅(ミラー込みで約2m)に自転車の幅(約0.6m)、さらに安全な側方間隔を加えると、片側3m弱の車線にはまず収まりません。

かといって無理にセンターラインをはみ出せば、はみ出し通行禁止違反に問われます。

したがって「はみ出さずに間隔なしで抜く」ためには、自転車のかなり近くを通過することになります。この場合、すぐに停止できる速度(時速20~30km)まで減速して通過しましょう。

「自転車が中央よりを走っているため側方通過するのは危険」「対向車が来ている」といった状況の場合は、無理に追い越さず、自転車が左端に寄って間隔がとれるようになるまで後方で追従するのが安全です。

黄色線をはみ出して追い越し

× 違反



黄色実線を越えて追い越し
→ はみ出し通行禁止違反(反則金9,000円・2点)

追い越せない → 後方で待つ

○ 最も安全



黄色実線+道幅狭い+対向車あり
→ 無理に追い越さず後方で追従 → 最も安全な選択

白色の破線 — はみ出して追い越すことができる

白色の破線は、片側6m未満の道路で、はみ出しての追い越しが認められている標示です。対向車が来ていないことを確認した上で、十分な間隔を確保して追い越すことができます。

ただし、対向車が来ている場合や見通しが悪い場合は、無理にはみ出し追い越しをせず、共通ルール(十分な減速・十分な間隔・待機)に従いましょう。

白色破線 — はみ出して間隔を確保

適法



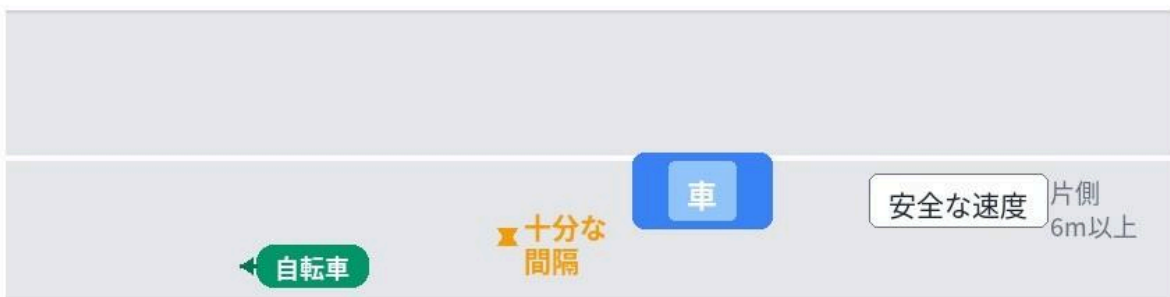
白色破線の道路。対向車がないことを確認のうえ、はみ出して十分な間隔を確保し通過 → 問題なし

白色の実線 — 広い道路なので、はみ出す必要がそもそも少ない

白色の実線は、片側の幅員が6m以上ある広い道路に設置されるセンターラインです。道幅があるため、はみ出さずに車線内で十分な間隔を確保して通過できるケースが多いでしょう。

白色実線 — はみ出さずに通過

適法



白色実線の道路 (片側6m以上)。道幅が広いので、はみ出さずに十分な間隔を確保して通過できる → 問題なし

センターラインなし – 狭い道路。実質的に追い越しは困難

センターラインのない道路では、ラインがないこと自体を理由にした追い越し禁止の規定はありません。しかしセンターラインのない道路は道幅が狭いため、新ルールが求める「十分な間隔」を物理的に確保しづらく、結果として安全な追い越しは困難です。対向車が確実に来ないとわかっている場合をのぞき、無理な追い越しは避けましょう。

ラインなし – 狭い道路での通過

適法



ラインなしの狭い道路。十分な間隔は確保しにくいですが、徐行すれば通過は可能。無理なら後方から追従する

どのラインでも共通: 動かない障害物を避ける場合ははみだしOK

道路上に工事現場や乗降中のバスなど「動かない障害物」があり、それを避けるためにやむを得ずはみ出す場合は、黄色実線・白色実線を問わず、はみ出しが認められています(第17条第5項第3号)。

「走っている自転車」と「止まっている障害物」では法的な扱いが異なります。送迎ルートで工事現場や路上駐車、停車バスなどに遭遇した場合、それを避けるために黄色実線・白色実線をはみ出しても違法にはなりませんので、混同しないようにしましょう。

違反した場合の罰則

対象	違反内容	反則金
自動車(普通車)	側方安全間隔不保持	7,000円(2点)
自転車(16歳以上)	被側方通過車義務違反	5,000円

自動車側は反則金に加えて違反点数2点が加算されます。反則金を納付しなかった場合は刑事手続きに移行し、3か月以下の拘禁刑または5万円以下の罰金が科される可能性もあります。

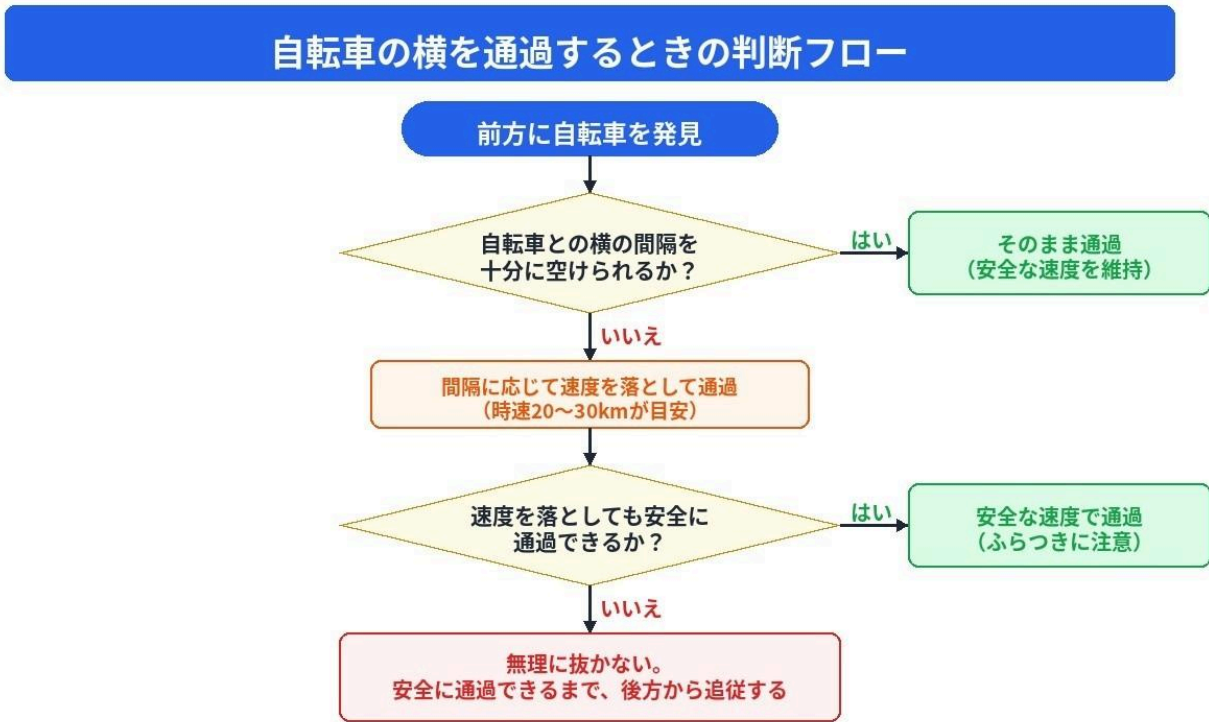
送迎で気をつけたいこと

デイサービスや特養の送迎車は、住宅街の細い道を日常的に走ります。大切なのは、次の3点です。

- ① 自転車を見かけたら、まず間隔を確認する

- ② 間隔がとれないなら、迷わず減速する
- ③ 減速しても危ないと感じたら、焦らず後ろで待つ

自転車を見かけたときの判断の流れを、フローチャートにまとめました。



送迎中は時間に追われがちですが、「少し無理をすれば抜けそう」という判断が最も危険です。利用者様を安全にお送りすること、そして地域の皆様の安全を守ること。その両方を大切にしながら、日々の送迎にあたっていきたいと考えています。

9月にはさらなる改正も

2026年9月には、センターラインや中央分離帯のない「生活道路」(道幅5.5m以下)の法定速度を、現行の60km/hから30km/hに引き下げる改正も施行される予定です。送迎ルートに生活道路が含まれている場合は、所要時間の見直しやルートの再検討が必要になるかもしれません。

利用者様を安全にお迎えし、安全にお送りする。それは送迎にかかわるすべてのスタッフが、毎日当たり前のごこととして積み重ねている仕事です。法律が変わっても、この基本は変わりません。新しいルールを正しく理解して、これからも安心・安全な送迎を続けてまいります。

いこいの森西原

出典・参考情報

【法令】改正道路交通法(令和6年法律第36号)第18条第3項・第4項－側方通過に関する規定の新設
<https://laws.e-gov.go.jp/law/335AC0000000105>

【法令】道路交通法第17条第5項第3号－障害物回避のためのはみ出し通行

【法令】道路交通法第17条第5項第4号－追越しのため右側部分はみ出し通行禁止(黄色実線の根拠規定)

※ 上記法令はいずれも同一のe-Gov法令検索ページで参照できます。

【国会答弁】2024年5月16日 参議院内閣委員会 第14号(早川交通局長)－側方間隔・減速速度の目安

<https://kokkai.ndl.go.jp/simple/detail?minId=121314889X01420240516>

【政府広報】「2026年4月から自転車の交通違反に「青切符」を導入！何が変わる？」(政府広報オンライン)

<https://www.gov-online.go.jp/article/202410/entry-6604.html>

【警察庁】自転車の新しい制度 | 自転車ポータルサイト

<https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/bicycle/portal/system.html>

※本記事は2026年3月31時点の情報に基づいています。最新の情報は警察庁や政府広報オンラインでご確認ください。